質問に対する回答書

業務名：塩尻市浄化センター包括的維持管理業務委託

| No | 質問項目 | 質問内容 | 回答内容 |
|---|---|---|---|
| 1 | 事業者選定基準<br>P4～P5　別表1（4）～(6)<br>指定課題<br><br>様式集<br>P20～P21　様式13-1～13-6<br>指定課題提案書(1)～(6) | （別表１）の指定課題の記載内容と様式集の指定課題提案書に記載の内容の一部が整合していません。整合するように修正願います。 | 御指摘のとおり修正を要する項目であり、修正しました。修正内容の詳細は、（修正版）事業者選定基準の別表1(4)～(6)の細目を御確認ください。 |
| 2 | 入札公告<br>P2　2（5）<br>参加資格<br><br>プロポーザル実施要領<br>P3　2.1<br>参加資格 | 入札公告では「公告の日から契約締結日までの期間」、実施要領では「提出日から二次審査までの間」とありますが、この違いは何でしょうか。 | 入札公告の「２参加資格(5)」及びプロポーザル実施要領「2.1.参加資格(5)」共に、「公告の日から契約締結日までの期間において、」を削除します。 |
| 3 | 入札公告<br>P2　2（11）<br>参加資格 | 「塩尻市民の雇用確保や地元経済の振興、地元企業の技術力確保等に協力できる者」とありますが、参加表明時にどのように証明すればよろしいでしょうか。 | 証明する書類の提出は必要ございません。参加表明時に、協力いただける内容をヒアリングさせていただきます。 |
| 4 | プロポーザル実施要領<br>P5　3.2（1）<br>提出書類 | 提出書類の電子データ(CD-R等)はPDF形式で保存すればよいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 5 | プロポーザル実施要領<br>P3　3.3（3）カ<br>閲覧可能資料 | ユーティリティ履歴で「備消品は令和２年度～令和４年度」となっている理由は何でしょうか。また、備消品の定義についてご教示願います。 | 備消品の定義は、「下水道施設維持管理積算要領－処理場・ポンプ場施設編―2020年版　公益社団法人日本下水道協会（以下「要領」という）」に記載の直接経費欄内に記載の「什器・備品及び消耗品」を指します。本業務の設計において経費の計算は要領に準拠しております。要領によりますと、備消品費の費用は直接経費率及び積上げ計上する項目がございます。本業務の設計においてはその両方を計上しておりますが、積上げ計上する項目において、令和２年度～令和４年度の実績がより参考になると判断し、この期間としております。 |
| 6 | プロポーザル実施要領<br>P11　5.2（2）<br>支払い方法 | 保全管理業務の支払方法については「四半期に１回以内かつ業務完了払いとする」としていますが、業務委託契約は総価契約であり、業務毎に個々に契約額を合意しているわけではありません。どのように算定して支払われるのでしょうかご教示願います。なお、現在は、「その他業務」も含めて均等払いを受けているのが実情です。 | 各業務委託契約の設計価格に落札率を乗じて業務毎の価格を算定します。原則として「四半期に１回以内かつ業務完了払いとする」としておりますが、協議のうえ、現在採用しております『「その他業務」も含めて均等払いをする方法』も可能とします。 |
| 7 | プロポーザル実施要領<br>P12　5.5<br>プロフィットシェアに関する事項 | 業務提案の中で電力量削減や汚泥処分量の削減等のプロフィットシェアに関する提案があるとすれば、それも対象になりますか。また、「契約締結時の協議により定める」とありますが、その場合、シェア割合はいつの時点で合意することになりますか。 | 電力量削減や汚泥処分量の削減等のプロフィットシェアに関しても提案の対象となります。発注者と受注者との間で合意した項目がプロフィットシェアの対象項目となります。プロフィットシェアとする項目及びシェア割合は、二次審査結果通知後から契約締結日までの間に協議し合意形成します。 |
| 8 | 要求水準書<br>P12 表6<br><br>契約書<br>P40 表4<br>脱水汚泥含水率にかかる管理目標値 | 管理目標値について、要求水準書には記載がなく、契約書には記載があります。これまで同様に受注者が定め「記載なし」と理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 9 | 要求水準書<br>P12 表6<br>脱水汚泥含水率にかかる管理目標値（記載なし）<br><br>契約書<br>P40 表4<br>※２ | 契約書（表４）には脱水汚泥含水率の測定に関する注記（※２）が記載されていますが、要求水準書（表６）には記載がありません。どちらが正しいでしょうか。<br>また、当該含水率は、ホッパで計量した脱水汚泥重量と投入汚泥固形物量から算定するものと理解してよろしいでしょうか。 | 契約書P40 表4 ※２ の記載事項を削除します。また、含水率の算定方法はお見込みのとおりです。<br>詳細は、（修正版）契約書（案）を御確認ください。 |
| 10 | 要求水準書<br>P12　表6<br>脱水汚泥含水率の下限値 | 脱水汚泥含水率に下限値が設定されましたが、70%を下回った場合についても要求水準未達扱いとなるのでしょうか。 | 脱水汚泥含水率が70%を下回ると脱水汚泥の収集運搬処理業務に支障をきたすため、下限値を設けるものです。そのため、下限値を下回る場合は要求水準未達扱いとします。 |
| 11 | 要求水準書<br>P18　3.2.1（3）ア<br>電話料金<br><br>設計書<br>ユーティリティ費 | 要求水準書には電話料金の記載がありますが、設計書にはユーティリティ費中に通信費の記載がありません。通信費についてはどこに計上されておりますでしょうか。 | 本業務の設計において、経費の計算は「下水道施設維持管理積算要領－処理場・ポンプ場施設編―2020年版　公益社団法人日本下水道協会」に準拠しています。通信費は間接業務費（率計算）により計上しています。 |
| 12 | 要求水準書<br>P23（2）<br>環境整備業務 | 草刈りの実施期間は「５月～10月」と記載されていますが、協議により４月～11月の期間で実施することは可能でしょうか。 | 協議のうえ可能とします。 |
| 13 | 要求水準書<br>P43　別表7　表11<br>流入水量の水準<br>※１ | 注記に「令和9年度～13年度」とありますが「令和9年度～11年度」の誤記と理解してよいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 14 | 要求水準書<br>P47　別紙9　表17<br>通日試験<br>※運転状況<br>※エアレーションタンクデータ | 運転状況について、A系エアレーションタンクの使用容積は「1,125×6＝6,750」、また、ピークカットの記載は不要と考えます。<br>また、エアレーションタンクデータはA系及びB系で構成されているため、A3系の記載は不要と考えます。それぞれご確認願います。 | 御指摘のとおり修正を要する項目であり、修正しました。修正内容の詳細は、（修正版）要求水準書を御確認ください。 |
| 15 | 要求水準書<br>P73　別紙12<br>法定点検業務<br><br>設計書<br>外部委託費 | 法定点検業務としてばい煙測定が記載されていますが、現契約において貴市との協議により実施不要となっています。本業務においても設計書に計上がないので、対象外と理解してよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 16 | 要求水準書<br>P75　別紙13　欄外下段<br>建屋内の清掃業務<br>※ | 注記で「①については午前9時30分までに行うこと。」が追加されましたが、働き方改革やコスト縮減の観点から協議により変更は可能でしょうか。また、これを超過した場合は要求水準未達扱いになるのでしょうか。 | 玄関の構造上、入口付近に落ち葉やゴミが溜まりやすいため、午前9時30分までに清掃をお願いします。また、超過した場合は要求水準未達になります。 |
| 17 | 要求水準書<br>P78　別紙14　1<br>清掃頻度 | 項目が前回の８項目から10項目に、汚泥貯留槽は４槽が明記され、各実施回数にも変更が見られますが、欄外に記載があるとおり、この回数は参考値と考えてよろしいでしょうか。 | 現行の受注者との協議により変更しておりますが、あくまで参考なので、発注者との事前協議により、3年の委託期間内での入れ替え等は可能です。ただし、回数に関しては原則実施をお願いします。 |
| 18 | 契約書<br>P36　別紙7　3<br>発注者と受注者の双方に関を帰すことができない事由 | 施設機能確認書により、施設の機能不全や故障が発生したことに起因して、適正な処理が出来ない場合は（６）その他、外的要因による場合に該当するのでしょうか。 | 該当します。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 19 | 契約書<br>P42　表8　⑧<br>精算の対象 | 薬品使用量については「実績が想定使用量を上回った場合」とあり、下回った際は精算しないと理解していますが、今回の発注は、現契約において弊社が行った薬品使用量の削減について、削減後の数量が設計値として採用されています。<br>これでは性能発注における弊社の工夫や努力が報われません。<br>そこで、今契約の実績は、次期入札でどのように反映されるかご教示願います。 | 使用者負担の適正化と下水道事業の持続的な経営を図る観点から、実績とかけ離れた過大な数量を設定することは適切ではなく、第2期の薬品使用量については、第1期の業務を通じて得られた実績を基礎として設定することが適切であると考えています。<br>一方で、このように実績を基準とするだけでは、受託者にとって、さらなる創意工夫や改善に取り組む動機が働きにくくなることも考えられますので、第２期の業務の中で適正使用量について検討してまいります。 |
| 20 | 契約書<br>P47　別紙47<br>金利変動リスク | 委託期間中のインフレ・デフレなどの金利変動は、受託者が予測することは不可能であり、処理場等包括的民間委託導入ガイドラインにおいても当該リスクは委託者が負担することとなっています。また、契約書第28条第2項の記述とも矛盾しますので修正願います。 | 本業務は、薬品調達、人件費及び日常修繕などが中心で、受託者に設備投資や長期の立替負担を求めない契約であり、金利変動による直接的な影響は限定的だと考えています。委託者負担としますが、反映方法については、資金調達の必要性や金利変動との因果関係を確認した上で、双方の協議により決定します。 |
| 21 | 様式集<br>P20　様式13-5　(5)<br>指定課題提案書(5) | 現行の人員体制の維持若しくは人員削減の提案が求められていますが、今回の発注は、現契約において弊社が行った配置人員の削減について、削減後の数量が設計値として採用されています。<br>これでは性能発注における弊社の工夫や努力が報われません。また、弊社が行った削減に必要な設備投資や教育・訓練費用なども回収できません。そこで、今契約における指定課題に基づき人員を削減した場合に当該実績は、次期入札でどのように反映されるかご教示願います。 | 使用者負担の適正化と下水道事業の持続的な経営を図る観点から、実績とかけ離れた過大な数量を設定することは適切ではなく、第2期の人員配置については、第1期の業務を通じて得られた実績を基礎として設定することが適切であると考えています。<br>一方で、このように実績を基準とするだけでは、受託者にとって、さらなる創意工夫や改善に取り組む動機が働きにくくなることも考えられますので、第２期の業務の中で適正な人員配置数について検討してまいります。 |